

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案要綱

第一 機構の目的

株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに農山漁村の活性化を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とすること。

(第一条関係)

第二 数

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする
こと。

(第二条関係)

第三 株式

政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこと。

(第三条関係)

第四 設立

機構の発起人は、機構の設立に際して農林水産大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備すること。
(第六条から第十一条まで関係)

第五 取締役等

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないことその他機構の取締役及び監査役について所要の規定を整備すること。
(第十二条及び第十三条関係)

第六 農林漁業成長産業化委員会

一 設置

機構に、農林漁業成長産業化委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。
(第十四条関係)

二 権限

委員会は、次に掲げる決定を行うこと。

- (一) 対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容の決定
- (二) 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

- (三) 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
(第十五条関係)

三 組織及び運営

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備すること。

(第十六条及び第十七条関係)

第七 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

(第二十条関係)

第八 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者に対する出資

- 二 対象事業者に対する基金の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- 七 対象事業活動（農林漁業者が、農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことにより、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動及び当該事業活動に対し資金供給その他の支援を行う事業活動をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- 八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 九 保有する株式等の譲渡その他の処分
- 十 債権の管理及び譲渡その他の処分

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十四 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
(第二十一条関係)

第九 支援基準

農林水産大臣は、機構が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとする。こと、支援基準は、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するよう配慮されたものでなければならないこと。
(第二十二条関係)

第十 業務の実施

一 支援決定

機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならないこと、あらかじめ農林水産大臣に意見を述べる機会を与えた上で対象事業活動支援をするかどうかの決定を行うこと。
(第二十三条関係)

二 支援決定の撤回

機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならないこと。

(一) 対象事業者が対象事業活動を行わないとき。

(二) 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(第二十四条関係)

三 株式等の譲渡その他の処分等

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に意見を述べる機会を与えなければならないこと、平成四十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこと。

(第二十五条関係)

第十一 国の援助等

農林水産大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと、農林水産大臣及び国の

行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

(第二十六条関係)

第十二 財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと、政府以外の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができるとその他所要の規定を整備すること。

(第二十七条から第三十二条まで関係)

第十三 監督

機構は、農林水産大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、農林水産大臣は、第四の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備すること。

(第三十三条から第三十五条まで関係)

第十四 解散等

機構は、第八の各号に掲げる業務の完了により解散すること。

（第三十六条関係）

第十五 雑則

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

（第三十八条関係）

第十六 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

（第三十九条から第四十五条まで関係）

第十七 附則

この法律の施行期日を定めること、機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。

（附則関係）